

令和8年度 美幌町住宅リフォーム補助事業 Q & A

1. 補助対象者について

1-1

Q 現在18歳で今年度に誕生日を迎え19歳になりますが、子育て世帯として申請できますか？

今年度は、平成20年4月2日以降生まれのお子様がいる世帯が子育て世帯として申請できます。18歳以下のお子様がない場合は、一般世帯として申請してください。

1-2

Q 18歳以下の町外の学校に進学している子どもがいますが、子育て世帯として申請できますか？

進学のために町外に居住する生計を同一にする18歳以下のお子様がいる場合には、子育て世帯として申請することができます。申請にあたっては、在学を証明する書類(在学証明書、学生証の写しなど)を添付のうえ申請してください。

1-3

Q 妊娠中でも子育て世帯の対象になりますか？

交付申請時点で母子手帳等により胎児がいることが確認できれば子育て世帯の対象となります。

2. 補助対象住宅について

2-1

Q 住宅を購入し、リフォーム工事の交付申請を行う場合、住宅購入費用は対象になりますか？

本補助金はリフォーム工事に対して補助金を交付するもののため住宅の購入費用は補助対象になりません。

また、交付申請時に住所を異動していない場合は、工事完了時に世帯全員の異動を確認するため全員分の住民票の写しを提出していただきます

2-2

Q 併用住宅（住宅と店舗・事務所など）の補助対象工事費はどのように算出すればよいですか？

本補助金は居住環境の整備を目的としているため、住宅部分のみが対象となります。屋根や外壁などの共通部分については住宅とそれ以外の部分（店舗や事務所など）で床面積で按分して算出してください。

また、店舗部分等のリフォーム補助金については経済部商工観光グループへお問い合わせください。

2-3

Q 居住誘導区域はどのように確認すればよいですか？

居住誘導区域は美幌町のホームページにアクセスし確認してください。
<https://www.town.bihoro.hokkaido.jp/uploaded/image/1172.jpg>



2-4

Q 借家として貸している(借りている)住宅は、補助対象になりますか？

補助対象になりません。住宅を所有し、かつ、ご自身が住んでいる住宅が対象となります。

3. 補助対象工事について

3-1

Q 太陽光発電パネルと蓄電池を設置する場合、どこまでがリフォーム工事の対象で、どこからが環境負荷低減工事になりますか？

太陽光発電パネル（架台含む）からパワーコンディショナー及び分電盤に接続する配線までが環境負荷低減工事。パワーコンディショナーからの配線および蓄電池本体がリフォーム工事の対象となります。

注意：見積内訳を以下のとおりに区分し申請をお願いします。

【環境負荷低減工事】太陽光発電パネル～パワーコンディショナー～分電盤接続
【リフォーム工事】蓄電池

3-2

Q 環境負荷低減工事の躯体の省エネ改修とはどのような工事ですか？

屋根、外壁、床などの全体もしくは一部にグラスウール等の断熱材を充填するなどの断熱工事により建物の断熱性を向上させる工事を対象としています。

古くなった既存の断熱材を取り外し、新しいものを取り付ける場合は断熱性能が上がるのがわかるものを申請時に提出していただく必要があります。また、既存の断熱材はそのまま、さらに断熱材を取り付ける（付加断熱）場合は断熱性能向上がわかる資料の添付は必要ありません。

3-3

Q 設置する設備が環境負荷低減工事の対象になるのか簡単に調べる方法がありますか？

北海道の住まいのゼロカーボン化推進事業の要件を満たすものが環境負荷低減工事の補助対象となります。補助対象工事については北海道と同基準の「住宅省エネ2026キャンペーン」の補助対象製品の検索ページで対象設備が確認できます。

※一部、後日公表予定の部分もありますのでご注意ください。

<https://jutaku-shoene2026.mlit.go.jp/manufacturer/search/>



3-4

Q 屋根塗装と窓サッシ取替のために仮設足場を設置しますが、足場代金はリフォーム工事と環境負荷低減工事のどちらに含まれますか？

兼用する場合はそれぞれの工事費により足場代金を按分します。窓サッシ取替に足場を使用しない場合は、すべて屋根塗装（＝リフォーム工事）に含めてください。

3-5

Q 新しく取り替える給湯ボイラーが環境負荷低減工事の性能を満たしていません。リフォーム工事の対象となりますか？

環境負荷低減工事に該当しない給湯器、玄関ドア・窓、浴室・ユニットバス、水栓・シャワー、エアコン、便器、照明器具に係る設置工事は、既設機器の撤去を含め環境負荷低減工事及びリフォーム工事のいずれの補助対象にもなりません。

3-6

Q 空気清浄機能付きのエアコンを設置するにあたり、既設エアコンの移設は補助対象になりますか？

環境負荷低減工事の対象となるエアコンの設置にあたり、同じ位置に設置するために既設エアコンの移設が必要な場合は、新設及び既設機器の撤去は環境負荷低減工事、移設はリフォーム工事の補助対象となります。見積内訳で新設・撤去及び移設に係る費用を明確に区別してください。

なお、環境負荷低減工事の対象とならないエアコンを設置する場合は、すべての工事が補助対象外となります。

3-7

Q これまでの蓄熱暖房から暖房方式を変更し、空気清浄機能付き冷暖房エアコンを設置したい。蓄熱暖房機が不要となるが、撤去費は補助対象になりますか？

環境負荷低減工事に該当する機器への更新により不要となる機器の撤去については、リフォーム工事の対象となります。

3-8

Q 自分で購入した資材を施工業者に渡して設置・施工を依頼した場合、購入代金は補助対象になりますか？

申請者自らが支給した資材購入代金は、補助対象になりません。

3-9

Q 石綿含有事前調査費は補助対象になりますか？

着手届提出後、かつ、工事着手日以降に調査を行う場合に補助対象とすることができます。事前調査が必要な工事については、補助対象・補助対象外に関わらず石綿事前調査報告書の写しを提出してください。

3-10

Q 窓サッシ取替と天井張替を行う場合、石綿含有事前調査費は環境負荷低減工事とリフォーム工事のどちらの対象になりますか？

石綿含有事前調査費は、環境負荷低減工事及びリフォーム工事の工事区分の額に応じて按分してください。

窓サッシ取替にのみ石綿含有事前調査が必要な場合は、環境負荷低減工事に調査費を計上してください。

3-11

Q 昨年に屋根のリフォーム工事をしましたが、補助対象になりますか？

すでに工事に着手したもの、工事が完了したものは補助対象にはなりません。交付申請等の手続き完了後に工事着手するものが対象となります。

3-12

Q 自分でリフォームした場合は、補助対象になりますか？

美幌町住宅リフォーム促進補助金交付要綱の第3条第4号に定める施工業者が行うリフォーム工事でなければ補助対象になりません。

3-13

Q 車庫や離れなど別棟の建物のリフォームは、補助対象になりますか？

住宅と構造的に一体となっていない場合は、補助対象になりません。

3-14

Q 住宅の増築工事は、補助対象になりますか？

住宅と構造的に一体となっている場合は、補助対象になります。建築確認申請等の法的な手続きが必要な場合にはそれらの手続きが完了しているかを確認します。

3-15

Q 中古品の設置工事は、補助対象になりますか？

中古品は補助対象になりません。

3-16

Q 屋外の段差解消工事は補助対象になりますか？

スロープなど、住宅と構造的に一体となる方法で工事を行う場合には、補助対象となります。

3-17

Q リフォーム工事を請けてくれる業者を知りたい。

資格登録をした施工業者を随時ホームページにてお知らせしていますので参考にしてください。

<https://www.town.bihoro.hokkaido.jp/page/1167.html>



3-18

Q 暖房専用の電気ヒートポンプは補助対象になりますか？

環境負荷低減工事の定義を準用している北海道の補助制度においては、暖房専用設備は補助対象外となっています。本町では、地域の実情や環境への配慮、町民の皆様の暖房費負担の軽減の観点から、暖房専用の電気ヒートポンプをリフォーム工事の補助対象としています。

4. 申請手続きについて

4-1

Q 申請書に誤りを見つけました。二重線で訂正し申請してよいですか？

訂正するときは申請者または受任者の訂正印を押すか、申請書自体を作り直して申請していただく必要があります。どちらかの方法で対応をお願いします。

4-2

Q 着手前検査がなくなるということですが、いつから工事着手すればよいですか？

交付決定日以降に、着手届を提出してから工事に着手してください。工事着手前の現地検査は実施しませんが、疑義がある場合には現地にて確認を行う場合があります。

なお、着手届提出以前に工事着手していることが判明した場合は補助金の交付決定を取り消し、すでに補助金を交付している場合は補助金を返還していただきます。

4-3

Q 着手前写真の撮影日はどのように記載すればよいですか？

写真もしくは余白に撮影日を記載してください。補助金交付決定前に着手していないことを確認するために必要となります。撮影日がわからない場合は、補助金の交付を受けることができません。

4-4

Q 屋根塗装前の状況写真が撮れません。

撮影できる範囲で、まだ作業に着手していないことがわかる写真を撮影してください。作業開始前の状態が見えない場合は、直近の状況を撮り直し、実績報告時に必ず提出してください。

4-5

Q 住宅のフルリフォームを予定しており、工事内容すべてを対象にしなくても上限額まで補助金をもらえそうなので、一部の工事だけを補助対象にしてもよいでしょうか？

工事内容の一部だけを補助対象とすることは問題ありません。ただし、補助対象部分だけの完了状況を確認することが難しいため、補助対象外の工事も含めすべての工事が完了してから実績報告を行ってください。

なお、補助対象と補助対象外の工事でも工事契約を分けて申請いただければ、すべての工事を完了させる必要はありません。

4-6

Q 町外から美幌町内への引っ越しに伴いリフォーム工事を行います。居住誘導区域外からの転居になるので加算対象にできますか？

居住誘導区域への転居に伴う加算は、現在居住している住宅が美幌町内の居住誘導区域外にあり、引っ越しにより居住誘導区域内へ転居する場合に適用されます。

町外からの転入は加算対象にはなりません。

4-7

Q 町の他の補助事業と併用できますか？

併用することはできますが、同じ工事内容で重複して補助金の交付を受けることはできません。

例えば、美幌町結婚新生活支援事業で屋根をリフォームする場合、住宅リフォーム促進補助事業で屋根(同一箇所)のリフォーム工事を補助対象とすることはできません。

ただし、他の補助事業を併用する場合は「各種公的支給や補助申請に関する申出書」にその旨を必ず記載してください。

4-8

Q 国や道の補助金と併用できますか？

補助事業の財源が国や道であれば、補助対象工事費を分けずに併用して申請することが可能です。

ただし、他の補助事業を併用する場合は「各種公的支給や補助申請に関する申出書」にその旨を必ず記載してください。

4-9

Q 工事着手前の写真を撮り忘れてしまったんですが、補助金は支払われますか？

工事着手前の写真がない場合、リフォーム工事前後の比較ができないため補助金は交付できません。

施工中の写真において、工事着手前の状況が確認できる場合には、認める場合がありますが、忘れずに撮影するようにしてください。

4-10

Q 複数の業者と契約する場合は、どのように申請したらいいですか？

契約する施工業者が複数の場合は業者それぞれで施工業者登録が必要です。契約書、見積書等は契約工事ごとに整備し、申請書類はひとつにまとめて申請してください。

手続きを委任する場合は、代表者を決め、申請手続きをお願いしてください。

4-11

Q 二世帯住宅は、どのように申請したらいいですか？

それぞれ所有者が異なる二世帯住宅の場合は、別々に申請してください。
補助対象工事費の算出にあたっては、住宅内部のリフォーム工事はそれぞれ住宅ごとに補助対象工事費を算出しますが、屋根や外壁など共通部分のリフォーム工事は、床面積で按分して算出してください。
所有者が同一の場合は通常の申請となるため、床面積按分は不要です。

4-12

Q 申請後、家族に町税の未納があると連絡を受けました。このままだと補助金をもらえませんか？

申請者本人及び同一世帯に町税等に未納がある場合、完納が確認されるまで補助金の交付決定を受けることはできず、工事に着手することができません。

4-13

Q 完了時に提出する石綿事前調査結果報告とはどのようなものですか？

工事に着手する前に、石綿（アスベスト）に関する事前調査を実施し、関係法令に基づき所管行政庁へ必要な報告を行ったことが確認できる書類（石綿事前調査結果報告書の写し）を添付してください。ただし、当該工事が法令上報告不要な規模の場合は、この限りではありません。

4-14

Q 機器が故障してしまったので早急に工事を始めたいです。交付申請後、どのくらいの期間で工事に着手できますか？

書類に不備や修正がない場合、申請から約10日程度で工事に着手することができます。
ただし、機器故障による急ぎの場合であっても、交付決定通知を受けてから工事着手届を提出しなければ工事に着手することはできません。事前着手がわかった場合、補助金の交付対象外となります。

4-15

Q リフォーム補助金の予算残額を知りたい。

予算残額を随時ホームページにてお知らせしていますので参考にしてください。

<https://www.town.bihoro.hokkaido.jp/page/1167.html>



4-16

Q 委任状の受任者は施工業者の代表者でよいですか？

委任状の受任者は、申請書の作成や訂正など、申請手続きを実際に担当される方を指定してください。会社の代表者が受任者の場合は、その代表者ご本人に申請手続きを行っていただきます。

【更新履歴】

R8-1	令和8年3月30日	掲載
R8-2	令和8年4月10日	3-6：回答を一部修正、4-16：新規追加
R8-3	令和8年4月17日	3-18：新規追加